

明治安田生命保険相互会社と包括連携協定を締結しました

～市内300名以上の営業職員ネットワークを活用し、
市民一人ひとりに必要な行政サービスを“届ける”取組を開始～

川崎市と明治安田生命保険相互会社（本社：東京都千代田区）は、令和3年2月に「健康づくりの推進並びに各種健康診査及び検診の受診率向上に係る包括的連携協定」を締結しており、健康づくり分野において市内各所での健康チェックイベントの開催等の取組を進めてきました。

この度、これまでの健康づくり分野での連携に加え、同社川崎支社が有する300名以上の営業職員の顧客訪問等の対面機会を通じた適切な行政サービスの案内など、市民生活の質向上や地域の活性化に資する、より幅広い分野での連携強化を目指して包括連携協定を新たに締結しました。

1 協定締結先

明治安田生命保険相互会社（東京都千代田区丸の内二丁目1番1号）

2 協定に基づく取組

本協定に基づく現時点での主な取組は以下のとおりです。今後も両方で協議しながら、取組の拡充を図っていきます。

（1）市民の健康づくりに関すること（一部、前協定に基づく取組含む）

- 例）・かわさきTEKTEK(※)におけるバーチャルウォーキングキャンペーンの実施
- ・いこいの家、地域包括支援センター、市内複数イベント等における健康チェックイベントの実施

(※) かわさきTEKTEK：歩いて貯めたポイントで子ども達を応援するウォーキングアプリ

（2）行政サービスの案内等に関する事

- 例）・営業職員が顧客訪問時における、顧客の状況に応じた適切な行政サービスの案内等
- ・防災、防犯、子育てアプリ等の市公式アプリの対面による登録支援

（3）こども・青少年育成に関する事

- 例）・小・中学生向け金融保険教室（出前教室）の開催

（4）地域活性化に関する事

- 例）・本市イベントへの協賛、ブース出展等による地域のにぎわい創出への協力

3 協定締結式

（1）日時・場所

令和8年8月5日(水)11時40分～12時00分

川崎市役所本庁舎7階 市長応接室

（2）出席者

川崎市

明治安田生命保険相互会社

ふくだ のりひこ
福田 紀彦
ねぎし あきお
根岸 秋男

市長

取締役会長 ほか

(3) 締結式の様子



左：根岸会長 右：福岡市長



懇談の様子

4 中村憲剛氏からの特別メッセージ

本市と明治安田生命保険相互会社との包括連携協定の締結を記念し、同社がＪリーグのタイトルパートナーであることから、地元チームである川崎フロンターレで長年活躍した元サッカー日本代表の中村憲剛氏より特別メッセージをいただきました。

「健康で笑顔あふれる川崎の未来へ、キックオフ！」

川崎市民の皆さん、こんにちは！中村憲剛です。



いつも川崎フロンターレを、地元の熱い熱い声援で支えてくださり、本当にありがとうございます。僕たちがピッチ上で100%の力を出せるのは、いつどんな時も皆さんが全力で僕らの背中を押してくれているからです。

この大好きな川崎市には、日々の暮らしを支える重要な行政サービスがたくさんあります。こういった行政サービスの情報は必要な時に、必要な人に対し届けことが重要です。

今回の包括連携協定の取組のひとつとして、いつも地域に寄り添う明治安田の皆さんが、市民お一人おひとりの身近なパートナーとして大切な健康や安心の情報を直接、皆さんの元へ届けにきてくれます。

川崎を盛り上げるために地域のみなさんと共に行ってきたフロンターレの活動と同様に、明治安田の皆さんの活動が、この川崎をより豊かに、笑顔にする素晴らしい力となると信じています。

健康で笑顔あふれる川崎の未来へ、力強いキックオフです！
みんなで一緒に、川崎をさらに盛り上げていきましょう！

問合せ先
川崎市総務企画局共創推進室 木村
電話 044-200-1215（内線23403）

川崎市と明治安田生命保険相互会社との包括連携協定書

川崎市（以下「甲」という。）と明治安田生命保険相互会社（以下「乙」という。）は、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に連携し、市民の健康的な生活の実現をはじめとする生活の質向上及び地域活性化並びに地域課題の解決を図ることを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲及び乙は、本協定の目的を達成するため、次の事項について連携し、協力する。

- （1）市民の健康づくりに関すること。
- （2）行政サービスの案内等に関すること。
- （3）こども・青少年育成に関すること。
- （4）地域活性化に関すること。
- （5）その他地域課題解決に資する取り組みに関すること。

2 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、相互に情報及び意見の交換に努めるとともに、協働で実施することが有効な前項各号の事項について連携して取り組むものとする。取組事項を協議する際には、乙が提供する客観的データ等を活用し、地域課題の把握、解決に向けた意見交換を行うものとする。

3 甲及び乙は、前項において連携して取り組むことで合意した事項について、取組計画を各年度で策定するものとする。また、その具体的な推進方法、役割等に関し、別途協議の上、取り決めるものとする。

4 甲及び乙は、連携して取り組んだ前項の事項について、毎年度、実績報告会にてその実施状況を振り返り、その結果、今後の推進方法等に関し、随時協議を行うものとする。

5 乙は、本協定に基づく連携事項の推進及び地域課題の解決に資するため、甲と協議の上、寄付金その他支援を行うことができる。

（有効期間）

第3条 本協定の有効期間は、協定締結日から1年間とし、期間満了の日の1か月前までに、甲乙のいずれからも書面による申し出がない場合は、更に有効期間を1年間更新するものとし、その後も同様に更新するものとする。

2 甲又は乙のいずれかが本協定の解除を希望する場合は、解除予定日の1か月前までに書面をもって相手方に通知することにより本協定を解除することができるものとする。

3 甲及び乙は、双方の合意により、いつでも本協定を終了することができる。

(協定の変更)

第4条 本協定の履行に関して特別の事情が生じた場合は、甲乙協議の上、本協定を変更することができるものとする。

(守秘義務)

第5条 甲及び乙は、本協定の締結及び実施において知り得た他の当事者の非公表事項を第三者に開示し、又は漏えいしてはならない。ただし、事前に相手方の書面による承諾を得た場合並びに弁護士等の外部専門家又は公的機関等に対して必要な範囲で開示する場合は、この限りではない。

2 甲及び乙は、理由のいかんを問わず本協定が終了した後も、前項に定める守秘義務を負うものとする。

(疑義等の決定)

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定の内容に疑義等が生じたときは、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和8年8月5日

(甲) 神奈川県川崎市川崎区宮本町1番地
川崎市

川崎市長 福田 紀彦

(乙) 東京都千代田区丸の内二丁目1番1号
明治安田生命保険相互会社

取締役会長 根 岸 秋 男